

## 「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正について

平成31年3月  
航空局安全部運航安全課

### 1. 改正の背景

- ① 平成30年8月30日、運輸安全委員会により、平成29年6月3日に富山県立山連峰で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、自家用小型機の運航の安全性の向上を図る必要があるとして、国土交通大臣（航空局）に対して勧告が行われ、小型機の操縦士等に対して、次の安全向上策を講じることとされた。

#### <勧告内容>

以下の周知及び指導強化を実施すること

- 着氷気象状態での飛行が認められていない航空機における着氷の危険性及び着氷気象状態での飛行を避けるべきこと
- 同乗者も含めたシートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行
- 小型航空機の利用者に対する航空機用救命無線機（ELT）の適正な取付・運用方法等に関する情報提供

同勧告を受け、安全向上策を検討した結果、上記の確認を特定操縦技能審査時に確実に実施することが、自家用小型機の操縦士の理解促進及び同操縦士への指導強化を図る上で有効と考えられる。

- ② 国土交通省では、航空法第70条の趣旨を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度等の基準を明確にしたところ（「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）（国空航第2278号）」）。また、「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」における検討を踏まえた「中間とりまとめ（平成30年12月25日公表）」において、自家用運航者については特定操縦技能審査（2年毎）時の審査項目としてアルコールに関する知識を追加することとされたところ。

上記を踏まえ、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### ○「特定操縦技能審査口述ガイダンス」（平成24年国空航第801号）に係る改正

- ① 「特定操縦技能審査口述ガイダンス」に上記1. ①に係る内容を追加し、当該項目について口述による審査を実施することにより、周知及び指導強化を実施することとする。
- ② 「特定操縦技能審査口述ガイダンス」にアルコールに関する知識を追加し、口述による審査を実施することにより、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態等について周知徹底を行うこととする。

## 3. スケジュール

公布：平成31年4月

施行：平成31年5月